

# 小千谷市中小企業研修補助金交付要綱

(平成6年3月31日告示第38号)

## (目的)

第1条 この要綱は、小千谷市補助金等交付規則（昭和44年小千谷市規則第4号）に定めるもののほか、市内の中小企業の振興に資することを目的に市が行う小千谷市中小企業研修補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付)

第2条 市は、次条に定める中小企業者又はその従業員が経営及び技術に関する管理水準の向上を図る目的で、次に掲げる研修機関が実施する研修を受講した場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構 中小企業大学校
- (2) 公益財団法人にいがた産業創造機構

## (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有する法人又は個人であつて、次に掲げる基準に該当するもの（以下「中小企業者」という。）とする。

| 業種       | 資本金規模・従業員規模    |
|----------|----------------|
| 製造業・建設業等 | 3億円以下又は300人以下  |
| 卸売業      | 1億円以下又は100人以下  |
| 小売業      | 5千万円以下又は50人以下  |
| サービス業    | 5千万円以下又は100人以下 |

## (補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象 各研修ごとに1事業所当たり1人とする。
- (2) 補助率等 研修受講料の3分の1の額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1回に交付できる補助金の額は、5万円を上限とする。

2 前項の規定に関わらず、他の補助金等の交付を受ける場合の補助金の額は、当該他の補助金等の額を除いて算出した額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ小千谷市中小企業研修補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、小千谷市中小企業研修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第1号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、研修修了後30日以内又は当該年度末の3月31日のいずれか早い期日までに小千谷市中小企業研修補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了を証する書類の写し
- (2) 研修受講料の支払を証する書類の写し

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成21年6月18日告示第90号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、平成21年度事業から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に使用している様式については、当分の間、従前の様式によ

ることができる。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日告示第 85 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日告示第 33 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の小千谷市中小企業研修補助金交付要綱によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 52 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の小千谷市中小企業研修補助金交付要綱によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の小千谷市中小企業研修補助金交付要綱によりなされた補助金の交付申請その他の行為は、なお従前の例による。